

<障がい学生への修学支援の流れ>

1. 相 談

障がい学生（保護者含む）からの相談は、障がい学生支援室又は各学部等の支援窓口担当者、教職員、保健管理センターで受付・対応します。支援窓口担当者については、「琉球大学グローバル教育支援機構障がい学生支援室の運営等に関する要項」の別表に担当者一覧表が記載されていますのでご確認ください。

※ 障がい学生支援室では、教職員からの障がい学生に関する相談等も受け付けております。

2. 面 談

障がい学生支援室において臨床心理学を専門とする教員あるいは公認心理師資格を有する学生支援コーディネータが障がい学生との面談を行い、修学上に生じる困難さを確認します。障がい理由となり修学が困難な学生に対しては、合理的配慮申請書の提出を案内します。

面談を行う際、学生本人の了承のもと、指導教員や科目担当教員・学外実習先担当者・保護者等の同席を依頼する場合があります。

3. 合理的配慮申請書の提出

障がい学生本人が配慮を希望する場合、希望配慮内容を確認します。臨床心理学を専門とする教員あるいは公認心理師資格を有する学生支援コーディネータが困りごとを確認しながら一緒に申請書を作成することも可能です。なお、申請書の代筆及び提出代行は可能ですが、あくまでも学生本人が支援を求める意思があることが前提となります。

また、合理的配慮を希望する場合は、根拠資料として原則医師からの意見書が必要となります。

4. 合理的配慮検討会の実施

障がい学生支援室室長・副室長、申請学生、所属学部の運営委員、指導教員、支援窓口担当者（事務担当）等により、合理的配慮検討会を実施し、希望配慮内容について審議します。上記検討会メンバーに加え、学生が修学する上で必要なサポートをする関係教職員（科目担当教員等）がいる場合は、学生の了承のもと検討会に参加していただくこともあります。

5. 検討結果の通知

合理的配慮検討会にて決定した配慮内容等について、学生、科目担当教員、所属学部及び関係部局等に通知します。関係教職員は検討結果通知に沿って、学生に対する配慮をお願いいたします。学部等内において、情報共有することにつきましては、学生本人の許可が得られた場合のみお願いいたします。特に、診断名等の取扱い、学生が障害名等を知られたくない教職員・学生への口外等には注意をお願いいたします。

※ 配慮内容に不服があると学生が申し出た場合は、合理的配慮検討会にて再度審議します。

6. 配慮・支援の実施

合理的配慮の内容等については、科目の担当教員の授業方針等を尊重し、依頼することとなり

ます。なお、担当教員が配慮・支援を実施する上で必要な準備等がありましたら、障がい学生支援室までご相談ください。

※ 合理的配慮の目的は、教育の本質は変えることなく、提供方法を調整するとともに、授業内容や教科書、資料等へのアクセシビリティを確保することで、障がいの有無を問わず全ての学生が同等の条件で学べることを目的としています。そのため、教育目標や公平性を損なうような評価基準の変更や、合格基準を下げるなどとは行わないよう留意してください。障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）に基づき、「不当な差別的取扱いの禁止」と「合理的配慮の提供」は法的義務であり、障がいのある学生が社会的障壁を取り除くために必要な配慮となりますので、ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

（例）課題の提出期限の延長が配慮されている場合、評価基準を変更しないこと（減点しない）。

※ 「琉球大学各学部共通細則」第15条第2項により、授業の1/3以上欠席した場合は単位を与えない旨が明記されているため、欠席に係る合理的配慮の提供はできません。

※ 合理的配慮としてのオンライン学修が許可されている場合は、科目担当教員から申請学生へ回答する必要があります。（別紙「合理的配慮としてのオンライン学修を検討するためのチェックリストと対応の流れ」に基づき対応をお願いします。）

※ 配慮結果通知後、科目担当教員に配慮いただく項目は、この段階となります。

◆合理的配慮とは・・・

障害者の権利に関する条約では、「障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。」と定義されています。（日本学生支援機構「合理的配慮ハンドブック」より）

7. 学生へのフォローについて

障がい学生支援室では、面談が必要な学生については、定期的に臨床心理学を専門とする教員が面談を実施し、必要があれば保健管理センター及び所属学部と連携を図っております。

各部局、教職員の皆様におかれましては、障がいの学生への対応・支援方法等がわからない場合や困っていること等がありましたら、障がい学生支援室までご相談いただければと思います。

<障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下、障害者差別解消法）>

第七条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。